

# 社会福祉法人鶴山記念会 役員等報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴山記念会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 役員等が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員等の報酬)

第4条 役員等が評議員会及び理事会出席以外の日において、法人の運営の為の業務にあたった場合、並びに監事が法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員等以外の者の勤務報酬等)

第5条 理事長が必要と認めた者が、評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することが出来る。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算する事ができる。

## (役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

## (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しないものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年8月9日に定め、保育園開園日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年定時評議員会決議後に施行し、平成29年4月1日より適用する。

# 役員等報酬一覧

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会・理事会出席報酬等	5,000円	2,000円
役員等以外の理事会出席報酬等	5,000円	2,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬	10,000円	2,000円
評議員・理事業務報酬等	5,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	13,000円	2,000円

別表3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	15,000円	8,000円	実 費